

K. P. F. R. OB会 会則

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

本会は「K. P. F. R. OB会」と称し事務局を事務局長宅に置く。

第2条 (目的)

会員相互の親睦を図るとともに、K. P. F. R. の発展に寄与する事を目的とする。

第2章 会員

第3条 (会員)

本会の会員はK. P. F. R. 在籍経験メンバー有志および応援メンバーで構成する。

第4条 入会

第3条の規定を満たしたものは入会したものとする。

第3章 役員

第5条 (役員構成)

本会に次の役員を置く

会長1名、事務局長1名、副会長若干名、幹事若干名、会計1名、会計監査1名

幹事会は上記役員により構成する。

第6条 (役員の役割及び責任)

- 1、会長は総会及び幹事会を招集し議長となる。
- 2、会計業務は会計役員が行い、原則としてその都度会長の承認を得るものとする。
- 3、会長及び副会長、事務局長、会計は幹事会において幹事より選任する。
- 4、役員任期は翌年総会終了時までの1年間とし重任を妨げない。

第4章 総会

第7条 (総会)

- 1、総会は年1回開催し、決算報告、活動報告、役員選任及び会則の改廃について討議し、これを決議する。
- 2、総会は出席会員の過半数の賛同を得て決議する。
- 3、第2条の目的を達成するため役員が必要と認めた場合は臨時総会を開催することが出来る。
- 4、総会は原則として会計年度末日から3ヶ月以内に招集する事とするが、会場の確保が困難等やむを得ない場合はこの限りではない。

第5章 会計及び会費

第8条 (会計)

- 1、本会の会計年度は1ヵ年とし4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2、本会の経費は原則として会員有志からの寄付金、臨時会費、賛助金および雑収入をもってこれに充てるものとする。
- 3、本会の目的の内容によっては役員の審議により、必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。

第9条 (会費)

- 1、本会の年会費は原則としてこれを必要としない。
- 2、会員が納入した寄付金、賛助金等は理由の如何を問わずこれを返却しない。

第6章 雑則

第10条

本会則に定めのない事項については幹事会にて検討し、総会にて決定する。

本会則は2013年9月28日から実施する。

2018年9月1日 一部改正追加 (第4条、5条、6条、7条、8条、9条、10条)